

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>ては、国民健康保険法第9条に規定する資格の取得に関する届をもって、前項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>4 第1項 _____ の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> | <p>ては、国民健康保険法第9条に規定する資格の取得に関する届をもって、前項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>4 第1項第1号から第4号までの規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>5 <u>第1項第5号に掲げる納税義務者に対する減免は、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する子どもにつき算定した被保険者均等割額（この条例の規定に基づき減額を行う場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の全額を免除することにより行う。</u></p> |